



資料 7

「神奈川県循環器病対策推進計画」案について

2022/3/9 (水)

令和3年度第3回神奈川県保健医療計画推進会議

1. これまでの経過

- 令和3年10月 令和3年度第2回部会*を開催し、評価指標及び施策について検討
- 令和3年12月 令和3年度第3回部会を開催し、素案を検討
- 令和3年12月 第3回定例会厚生常任委員会に素案を報告
- 令和3年12月 改定素案に対するパブリックコメントを実施
～令和4年1月
- 令和4年2月 令和3年度第4回部会を開催し、案を検討
- 令和4年3月 第4回定例会厚生常任委員会に案を報告

* 神奈川県保健医療計画推進会議の下部組織である「脳卒中医療連携検討部会」及び「心血管疾患医療連携検討部会」の同時開催

2.改定案について

- **健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第 11 条第 3 項に基づき、保健医療計画等の既存の計画と調和を図る。**
- **国基本計画の項目を基本とし、未病改善等本県独自の取組みを位置づける。**
- **計画期間が 2 か年であることから、新たな取組みなどの具体的な検討は、すぐに取り組むものと次期改定に向けて検討するものを整理するなど、メリハリをつけた計画とする。**

3. パブリック・コメントの状況

(1) パブリック・コメントの実施概要

ア 意見募集期間

令和3年12月13日～令和4年1月14日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧及び配布、医療関係団体等への情報提供

ウ 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

3. パブリック・コメントの状況

(2) 提出された御意見の概要

ア 件数 38件（個人8人、団体7団体）

イ 内訳

区 分	件数
I 計画全体に関する事	2件
II 循環器病の未病改善や正しい知識の普及啓発等に関する事	13件
III 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実に関する事	18件
IV 循環器病の研究推進に関する事	2件
V その他	3件
計	38件

3. パブリック・コメントの状況

(3) 意見の反映状況

区 分	件数
A 新たな計画案に反映しました。	10件
B 新たな計画案に反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	5件
C 今後の施策運営の参考とします。	19件
D 反映できません。	0件
E その他（感想・質問等）	4件
計	38件

3. パブリック・コメントの状況

A 新たな計画に反映する意見（10件）

意見の概要	県の考え方（案）
I 計画全体に関すること ・文字の半角・全角の記載を統一した方がよい。	・ご意見を反映し、修正します。
II 循環器病の未病改善や正しい知識の普及啓発等に関すること ・「循環器病の多くは、運動不足、不適切な食生活、喫煙等の生活習慣や肥満等の健康状態に端を発して発症します」とあるが、 <u>生活習慣にかかわらず、先天性疾患や加齢などを原因とする疾患等、様々な病態が存在することを記載したほうがよい。</u> ・計画中の記載でわかりづらい箇所がある。	・ご意見を反映し、文言を加筆する。（8頁①参照） ・ご意見を反映し、文言を加筆する。（8頁②参照）
III 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実に関すること ・心不全の前兆や症状についてもコラムに記載するとよい。	・ご意見を反映し、不整脈及び心不全に係る記載を追加する。（7頁③参照）

①計画案 8 ページ（下線部追加）

「循環器病の多くは、運動不足、不適切な食生活、喫煙等の生活習慣や肥満等の健康状態に端を発して発症しますが、先天性疾患、
遺伝性疾患、感染性疾患、加齢など、生活習慣にかかわらず発症
する場合があります。」

②計画案12ページ（下線部修正）

【修正前】気軽に実践するための環境づくりなどを推進します。

【修正後】身近な場所で健康状態をチェックできる場の拡充など環境
づくりを推進します。

③ 計画案17ページ

【不整脈】

・心臓は安静時に一分間に60-100回、1日10万回程度、片時も休むことなく規則的に拍動を続けていますが、この拍動のリズムの乱れを「不整脈」と呼びます。

・不整脈には多くの種類がありますが、脈拍の乱れの他、脈が速くなりすぎる「頻脈性不整脈」、遅くなりすぎる「徐脈性不整脈」があり、放置しても害のないものから、すぐに対応しなければならないものまで様々です。

・症状も無症状のものから、動悸・息切れ・胸部の違和感を生じたり、重篤なものでは心不全・意識消失・突然死をきたすものまで千差万別です。

・また、不整脈によっては、心臓内に血液がよどんで血の塊（血栓）が生じ、血流に乗って飛んでいくことで血管が詰まる脳梗塞や腎梗塞などの塞栓症を生じるリスクが高まるものもあります。

・診断は主に不整脈を起こしているときの心電図で行われますが、発作が短時間で自然停止してしまうものでは、病院に到着したときには既に不整脈が治まっており、診断に苦慮することも珍しくありません。

・不整脈の治療は、現在症状を起こっている不整脈を正常に戻し正しい脈を維持するだけでなく、仮に無症状であったり不整脈が落ち着いていても、将来的に脳梗塞や失神・突然死など重大な結果をもたらすリスクの高い患者さんに対しては、不整脈に伴うリスクを避けるための治療を行うことが必要です。

【心不全】

・先に述べた虚血性心疾患や不整脈の他、心臓の筋肉の病気（心筋症）、心臓に備わっている逆流防止弁の異常（弁膜症）あるいは先天的な問題など、何らかの原因により心臓のポンプ機能が低下して身体が必要とするのに十分な血液を送り出すことが出来なくなることを「心不全」といいます。

・心不全には短時間で急激に発症する急性心不全と、慢性的に心機能が低下して比較的緩やかな経過をたどる慢性心不全があります。急性心不全で重篤な場合には呼吸困難や血圧低下に伴うショック状態となり、命に関わる場合もあります。慢性心不全では、足のむくみや運動時の息切れ・だるさなどを自覚することが多いのですが、時に急激な血圧上昇や身体負荷、薬物の中断などで急に病状が悪化、治療による改善を繰り返します。結果として悪循環に陥り徐々に心機能が低下していくことも珍しくありません。

「働く世代のあなたへ 心疾患の治療と仕事の両立お役立ちノート」厚生労働省（2020）より

厚生労働省が作成・公表する
「働く世代のあなたへ 心疾患の
治療と仕事の両立お役立ちノ
ト」より、不整脈及び心不全に
係る記載を追加

3. パブリック・コメントの状況

B 既に計画に反映しているもの（4件）

意見の概要	県の考え方（案）
I 計画全体に関すること ・「先天性」ではなく「先天性心疾患」と記載してほしい。	・当該箇所は、国の基本計画の記載とあわせ「先天性心・脳血管疾患」と記載しています。
II 循環器病の未病改善や正しい知識の普及啓発等に関すること ・計画中「子どもの頃」の具体的な時期を想定しているのであれば、明記した方がよい。（具体）	・未就学児や高校生への取組等、子どもの時期は限定しないことから、素案のままの記載としています。
III 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実に関すること ・先天性心疾患、成人先天性心疾患に対する対策を一項目載せてほしい。 ・専門医院・病院への途切れのない連携など、具体的な施策の検討を進める旨を明記してほしい。	・第4章第2節第7項「小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策」に記載を行っています。（11頁④参照） ・第4章第2節第3項に関係機関、医療機関・医療関係者等とネットワークとを構築し、病院の連携体制やICTの効果的な活用等について、検討を進める旨を記載しています。（12頁⑤参照）

④ 計画案30ページ

第7項 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策

(1) 現状と課題

- 循環器病の中には、100人に1人の割合で出生する先天性心疾患や小児不整脈、小児脳卒中、家族性高コレステロール血症等といった小児期・若年期から配慮が必要な疾患があります。学校健診等の機会を通じて、小児の循環器病が見つかることもあります。
- 近年の治療法の開発や治療体制の整備等により、小児期に慢性疾病に罹患した患者全体の死亡率は、大きく減少し、多くの子ども達の命が救われるようになりました。
- その一方で、小児患者の治療に当たっては保護者の役割が大きいこと、また、原疾患の治療や合併症への対応が長期化し、それらを抱えたまま、思春期、さらには成人期を迎える患者が増えていることなどの現状があり、そのような患者の自立等に関する課題もあります。
- 胎児期の段階を含め、小児から成人までの生涯を通じて切れ目のない医療が受けられるよう、他領域の診療科との連携や、移行医療を含めた総合的な医療体制の充実が求められています。

(2) 取り組むべき施策（県、市町村、関係機関、医療・福祉機関、医療・介護関係者、県民）

- 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）に基づき、子どもたちの健やかな成育を確保するため、成育過程を通じた切れ目ない支援などを基本理念として、医療、保健、教育、福祉等の関係施策を総合的に推進します。
- 県は、小児慢性特定疾病の児童が成人後も適切な医療を受けられるよう、小児期から成人期への円滑な移行期医療を推進するため、2020年4月1日に「かながわ移行期医療支援センター」を開設し、医療機関や患者、家族からの相談を受け、円滑に移行が進むよう努めていきます。

第4章第2節第7項「小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策」として、先天性心疾患、成人先天性心疾患に対する対策を記載済

⑤ 計画案23ページ（以下抜粋）

- 医師の働き方改革を見据えつつ、本県の実情に応じた医療提供体制の構築に向けた検討を進めます。
- 脳卒中、心筋梗塞などの専門治療施設が中心となり、迅速な救急搬送と専門施設への患者受入を目的としたネットワーク（CCUネットワーク等）を構築することにより、救急病院と消防機関の連携を進め、急性期医療の充実に努めます。
- 県は、関係機関、医療機関・医療関係者等の意見を聞いて、脳・心疾患それぞれの病院の連携体制やICTの効果的な活用等について、検討を進めます。

C 今後の施策運営の参考とする意見（19件）

意見の概要	県の考え方（案）
<p>I 計画全体に関すること</p> <ul style="list-style-type: none">・すべての項目について検討のみならず、具体的な施策も記載した方がよい。	<ul style="list-style-type: none">・ご意見は次期計画策定の際に参考とさせていただきます。
<p>II 循環器病の未病改善や正しい知識の普及啓発等に関すること</p> <ul style="list-style-type: none">・タバコ対策を強化した方がよい。・心臓弁膜症の早期発見のため聴診を推奨してほしい。・デジタル機器の導入促進について明記してほしい。	<ul style="list-style-type: none">・ご意見は、今後の施策を検討する際に参考とさせていただきます。

C 今後の施策運営の参考とする意見（19件）

意見の概要	県の考え方（案）
<p>Ⅲ 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実に関すること</p> <ul style="list-style-type: none">・先天性心疾患患者を診ることのできる医師や病院を増やしてほしい。・移行期医療が円滑になされるよう改善してほしい。・心臓リハビリテーションの環境整備を明記してほしい。・症例登録のデータベースの構築について検討をお願いしたい。	<p>・ご意見は、今後の施策を検討する際に参考にさせていただきます。</p>
<p>Ⅳ 循環器病の研究推進に関すること</p> <ul style="list-style-type: none">・県独自のデータ収集について記載してほしい。	
<p>Ⅴ その他</p> <ul style="list-style-type: none">・心血管疾患指標一覧に、「心不全の総患者数」等を追加してほしい。	<p>・ご意見は、次期計画策定の際に参考とさせていただきます。</p>

E その他（5件）

意見の概要	県の考え方（案）
<p>I 計画全体に関すること</p> <ul style="list-style-type: none">・素案中「検討する」となっている事項は、2年かけて実施するのか。	<ul style="list-style-type: none">・令和4年度から検討を開始しますが、可能な限り早期に事業実施できるように努めます。
<p>Ⅲ 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実に関すること</p> <ul style="list-style-type: none">・先天性心疾患について保健医療計画にも記載するとよい。・移行期医療は重要である。・成人先天性心疾患の診療体制について早急に取り組む必要がある	<ul style="list-style-type: none">・今後の施策を検討する際に参考とさせていただきます。

4. 今後のスケジュール

- 令和4年3月 医療審議会への報告
- 3月 計画の決定